

2011年3月8日

声 明

薬害イレッサ訴訟統一原告団

薬害イレッサ訴訟統一原告団は、被告アストラゼネカ社を断罪した大阪地方裁判所の判決を受けて、2月28日、アストラゼネカ大阪本社、東京支社に対し、早期・全面解決を申し入れた。また、3月2日には、東京支社において、アストラゼネカに対し、控訴断念と共に、本日、加藤益弘社長との面談を実現するよう申し入れた。

ところが、本日、アストラゼネカの加藤社長は、原告らとの面談を拒否した。

大阪地裁判決は、2002年7月の承認当時、アストラゼネカの関与により、イレッサは副作用が少ないとの医療現場の認識が形成されていた中で、致命的な間質性肺炎についての添付文書における注意喚起が不十分であったとして、製造物責任法に基づく指示・警告上の欠陥を認めた。このように大阪地裁判決は、イレッサによる副作用被害について、人為的に引き起こされた被害、すなわち薬害であることを認めたものに他ならない。

薬害を引き起こしておきながら、アストラゼネカの責任者が被害者の声を直接聞こうともしない態度には、激しい怒りを抑えることができない。被害者が社長と面談することを拒否したアストラゼネカに対して、強く抗議するものである。

さらに、アストラゼネカは、原告らからの控訴断念要求に対しては、これに対する回答自体を拒否した。

公共性の高い製薬企業として、アストラゼネカは薬害イレッサ事件を解決すべき社会的責任がある。加えて判決で法的責任があると明確に断罪された以上、控訴してこれ以上争いを続けることは許されない。我々は、ここにあらためてアストラゼネカに対し、大阪地裁判決に対し控訴せず、直ちに全面解決のための話し合いの席に着くことを強く求めるものである。

アストラゼネカは、全世界で、その販売戦略が不当であるとして、何度も罰金を科されるなどしている。薬害イレッサ事件も、まさにこうしたアストラゼネカの不当な販売戦略の結果引き起こされた薬害事件である。医薬品は、有効性と危険性が表裏一体となったものであり、国民の生命・健康に直結する商品である。アストラゼネカが、こうした医薬品を取り扱う極めて公共性の高い製薬企業でありながら、全世界で不当な販売戦略を繰り返して、非難を浴びているという実態を見過ごすことはできない。アストラゼネカは、薬害イレッサ事件を心から真摯に反省し、薬害を引き起こした会社の体質を根本的に改めない限り、将来にわたって同様の薬害を繰り返すこととなる。今アストラゼネカに求められていることは、何よりも判決を真摯に受け止め、薬害イレッサ事件の早期・全面解決を図ることである。

私たちは、今後も薬害イレッサ事件の早期・全面解決に向けて、行動していく所存である。さらなるご支援をお願いする。